

〈資料〉

子ども，家族および 地域社会サービス法 1996年，2004年 ——カナダ，B. C. 州——

村 井 衡 平

第1章 前置きの規定

第1条 定義 (1) 本法において：

“土着の子ども”とは

- (a) インディアン法（カナダ）のもとで登録され
- (b) インディアン法（カナダ）のもとで登録されている生物学的な親をもっており
 - (b・1) ニイスガの子どもであり
- (c) 12才未満であり，かつ，
 - (i) 原住民を先祖とし
 - (ii) 彼または彼女自身が原住民であると考えているか，または
- (d) 12才以上であり，原住民を先祖とし，かつ，彼または彼女自身が原住民であると考えている

子どもを意味する。

“土着の集団”とは，ミニニスターによって指定された土着の集団を意味する。

“会議”〔1997年法第11章により廃止〕

“世話”とは，ディレクターまたは他の人による世話に関して用いら

れるとき、子どもの身体の世話および管理を意味する。

“世話人”とは、ディレクターによって子供のそばに置かれ、ディレクターの合意により、子どもの日々の世話のための責任を引き受ける人を意味する。

“子ども”とは、19才未満の子どもを意味し、かつ、14才以上、16才未満の男子を含む。

“世話をうける子ども”とは、ディレクターまたは養子縁組のディレクターによる監護、世話または後見をうけている子どもを意味する。

“継続的監護命令”とは、第41条(1)(d)、第42条(4)(d)もしくは(7)、または第49条(4)(5)もしくは(4)(5)または(10)(a)のもとで、子どもをディレクターによる継続的な監護のもとにおく命令を意味する。

“裁判所”とは、本法が別の定めをする場合を除いて、地方裁判所を意味する。

“監護”には、子どもの世話および後見を含む。

“指定された代表者”とは、ニイスガ、レイスイムズ政府とインディアン¹の1団または土着の集団との関連で使用されるとき、規則に従った代表者を意味する。

“ディレクター”は、第91条のもとでミイニスターによって指名された人を意味する。

“養子縁組のディレクター”とは、養子縁組法のもとで、縁組ディレクターとして指名された人を意味する。

“住居”は、永続的もしくは一時的な居所として維持または占有される土地、車またはボートの全部または一部を意味する。

“家族会議”とは、第20条のもとで召集される会議を意味する。

“家族会議コーディネーター”とは、ディレクターによって家族会議を召集するために指名された人を意味する。

“以前の法律”とは、1980年 B. C. 州制定法第11章、「家族および子どもサービス法」を意味する。

子ども、家族および地域社会サービス法 1996年、2004年

“監護”には、親のすべての権利、義務および責任を含んでいる。

“健康管理”とは、治療、予防、緩和、診断または他の健康に関連する目的のためになされるすべてのことを意味する。

“健康管理プロバイダー”には、B. C. 州または他州に健康管理を用意するために免許、許可または登録された人を含む。

“インディアンの1団”とは、インディアン法（カナダ）において定義された1団を意味し、かつ、1団の会議を含む。

“暫定的な命令”とは、第28条（5・1）、第33条2（2）、第35条(2)(a)または(d)、第36条(3)(a)または(b)、第42条1（6）または第98条（7・1）のもとでなされた命令を意味する。

“ニイスガの子ども”は、ニイスガ最終合意におけると同じ意味をもつ。

“ニイスガの最終合意”は、ニイスガ最終合意法におけると同じ意味をもつ。

“ニイスガ、リズムス政府”は、ニイスガ最終合意におけると同じ意味をもつ。

“ニイスガ民族”は、ニイスガ最終合意におけると同じ意味をもつ。

“ニイスガ村落”は、ニイスガ最終合意におけると同じ意味をもつ。

“親”とは

- (a) 子どもの母
- (b) 子どもの父
- (c) 管轄権のある裁判所または合意によって子どもの監護を与えられた人、または
- (d) 子どもが、母または父の役目を果す人と同居しているが、しかし世話係またはディレクターを含まない。

“監禁の場所”とは

- (a) 矯正センター、青年監護センターまたは他の合法的な監禁の場所、または

(b) 精神健康法のもとの州の精神健康施設または精神医学ユニット

を意味する。

“独立のための計画”とは

- (a) 第12条2のもとで要求される情報を含み、
- (b) 規則に従って準備される

青年に関する計画を意味する。

“世話のための計画”とは、子どもに関し

- (a) 規則のもとで要求される情報を含み、かつ、
- (b) 規則に従って準備される。

“警察職員”とは、

- (a) 警察法のもとで、州の保安官、都市の保安官または
- (b) カナダ軍の憲兵のメンバー

を意味する。

“紹介のための審理”とは、ディレクターが第33条1(1)、第34条(1)、第36条(2)(b)または第42条1(1)によって出席を要求される審理を意味する。

“保護的介入命令”とは、第28条のもとでなされる命令をいう。

“移動”とは、第30条、第36条または第42条のもとで、子どもをディレクターの世話のもとに入れることを意味する。

“住居に関するサービス”とは、親の家庭をはなれて、養親の家庭または他の場所に移る子どものために提供される設備および関連する管理を意味する。

“制限命令”とは、第98条のもとでなされる命令をいう。

“監督命令”とは、第33条2(2)、第35条(2)(b)または第36条(3)(b)(1)、第41条(1)(a)または(b) (1・1)、第42条(4)(a)または(c)、第46条(3)、または第49条(8)のもとで、ディレクターに、子どもの世話および監督を要求し、さらなる拡大または命令への変更を含んでいる。

“一時的監護命令”とは、第41条(1)(b)または(c)のもので、子どもを特定の期間、ディレクターまたは他の人の許に導き、かつ、該命令の拡張または変更を含む。

“青年”とは、16才以上19才未満の人を意味する。

(2) 本法の規定のもとでなされた命令を参照するときは、第60条のもとで合意によりなされた関連する命令を含んでいる。

第2条 指導的な諸原則 本法は、子どもの安全と福祉が至上のものと考えられ、以下の諸原則に従って解釈および施行されなければならない。

- (a) 子どもは、濫用、放置および害悪または害悪の脅威から保護される権利がある。
- (b) 家族は、子どもの世話および養育のために選ばれた環境であり、子どもを保護する責任は主として両親にかかっている。
- (c) 有効な支援サービスにより、家族が子どものための安全かつ養育的な環境を提供できるならば、扶養サービスは準備される。
- (d) 子どものために決定がなされる時、子どもの見解が考慮に入れられるべきである。
- (e) 親族関係および拡大された家族への子どもの愛着は、もし可能ならば、保持されるべきである。
- (f) 土着の子どもの文化的同一性は、もし可能であれば、保持されるべきである。
- (g) 子どもに関する決定は、時を得た方法でなされ、かつ、実行されるべきである。

第3条 サービス提供の原則 下記の諸原則が本法のもとのサービスの規定に適用される。

- (a) 家族および子どもは、彼等にとって利用できるサービスの通知をうけるべきであり、かつ、彼等に影響を及ぼす決定に参加するよう勧められるべきである。
- (b) 土着の人々は、土着の家族および彼等の子どものサービスの

計画および伝達に組み入れられるべきである。

- (c) サービスは、サービスをうけるこれらの人々のニーズへの感覚および文化的、人種的および宗教的遺産に敏感な方法で計画され、提供されるべきである。
- (d) サービスは、それが可能であり、かつ、適切である限り、他の省および共同体機関によって統合されるべきである。
- (e) 地域社会は、それが可能であり、かつ適切である限り、サービスの計画および運用に当り、家族および子どもへの予防的な扶養サービスを含めるべきである。

第4条 子どもの最善の利益 (1) 本法において子どもの最善の利益に言及するとき、以下の例示を含め、子どもの最善の利益を決定するために、すべての関連する要因が考慮されなければならない。

- (a) 子どもの安全。
 - (b) 子どもの肉体的および感情的なニーズおよび発達のレベル。
 - (c) 子どもの世話を継続することの重要性。
 - (d) 子どもと親または他の人との関係の特質およびその関係を継続する効果。
 - (e) 子どもの文化的、人種的、言語的および宗教的な地位。
 - (f) 子どもの見解。
 - (g) 決定するのが遅れるとき、子どもへの影響。
- (2) 子どもが土着の子どもである場合に、子どもの最善の利益を決定するとき、子どもの文化的同一性を保持することが考慮されなければならない。

第2章 家族の扶養サービスおよび合意

第5条 家族のための扶養サービス (1) ディレクターは、一方の親と書面による合意書を作成し、または親が扶養のためのサービスを獲得すべく助力を与え、子どもを世話する家族を支持し、かつ、支援する。

(2) サービスには以下のものを含むが、しかしそれに限定されることはない。

- (a) 子どもおよび青年のためのサービス
- (b) カウンセリング
- (c) 家庭内の扶養
- (d) 世話の期間延長
- (e) 親子関係をめぐる計画
- (f) 家庭内暴力を目撃する子どもの扶養サービス

(3) 当初の合意期間は、6カ月を越えることができないが、しかし合意は最長6カ月まで更新されることができる。

第6条 自発的な世話の合意 (1) ディレクターは、子どもを監護する親と書面による合意をし、親は、一時的に家庭において子どもの世話ができなくなる。

(2) 合意のもとに、親は子どもの世話をディレクターに与え、ディレクターに子どもの身体の監護者としての親と同等の権限を委託する。

(3) それが可能である限り、ディレクターは

- (a) 合意に関する子どもの見解を探り、それを考慮し、さらに
- (b) 合意が署名される前に、子どもの合意の効果を説明しなければならない。

(4) 合意に先立って、ディレクターは

- (a) 子ども自身のホームにおいて利用できるサービスを定めるといような、子どもを世話する親の抵抗を少なくする方法を、具体的な事情のもとで定めるのが適切であり、かつ、
- (b) 合意が子どもの最善の利益かどうか、考慮しなければならない。

(5) 合意は下記の事項を含まなければならない。

- (a) どこに子どもが居住するかを含め、子どものため世話の計画の記述
- (b) 子どもの進歩を知らされた親をディレクターが支持する約束お

よび子どもに影響を及ぼす決定に親を含める旨の約束

(c) 接触の詳細は内容を含め、親が子どもとの接触を維持すべき約束

(6) 最初の合意期間は、

(a) 合意が署名された日に子どもが5才未満であったとき、3カ月、または

(b) 他の場合は、6カ月。

を越えてはならない。

(7) 合意は更新されるが、合意の全期間および全更新は、最初の合意が署名された日から

(a) 子どもまたは合意の主体である最も年少の子がその日に5才未満であるときは、12カ月。

(b) 合意の主体である子どもまたは最年少の子が、5才以上であるが、12才未満であるときは、18カ月、または

(c) 合意の主体である子どもまたは最年少の子どもがその日に12才以上であるときは、24カ月。

(8) 合意が終了したとき、親が子どもの世話を回復しないとき、合意の期間は、(6)および(7)の規定にかかわらず、30日間延長される。

第7条 特別なニーズの合意 (1) ディレクターは、特別なニーズのために子どもの監護をする一方の親と書面による合意をすることができる。

(2) 合意のもとに、親は子どもの世話をディレクターに与え、ディレクターは、子どもの身体の監護者としての多くの親の権限を、合意を有効なものとするために要求されるディレクターに委託することができる。

(3) 第6条の(3)から(5)および(8)の規定は、本条のもとでの合意に適用する。

(4) 合意の最初の期限は、6カ月を越えることができないが、しかし、合意は各12カ月の期間まで更新されることができる。

第8条 子どもの親族および他の人々との合意 (1) ディレクターは、

子ども、家族および地域社会サービス法 1996年、2004年

(a) 子どもとの関係を創設した人または子どもに対する文化的または伝統的な責任を有する人、および

(b) 子どもの親によって子どもの世話を与えられた人と書面による合意をすることができる。

(2) 合意は、子どもがその人の世話をうけている間、子どもの扶養に貢献するディレクターのために定められる。

第9条 (1999年 廃止)

第10条 (同上)

第11条 合意書を作成し、かつ、合意を強制できる資格 (1) 19才未満の親は、ディレクターと第5条、第6条または第7条のもとでの合意をすることができる。

(2) 第5条、第6条および第7条のもとでディレクターによって、19才未満の人と作成される合意書は、その人に対して強制することができる。

第2章・1 青年および伝統的な扶養サービスおよび合意

第12条1 青年のための扶養サービス ディレクターは、安全な家、広かったサービスおよび支援された生活用品を含め、青年のための扶養サービスを創設することができる。

第12条2 青年との合意 (1) 規則に従い、ディレクターは、援助を必要としながら、

(a) ディレクターの意思によれば、青年の家族の中で再建できないか、または

(b) 進んで青年を援助するか、それが可能な親も他の人もいない青年

と書面による合意書を作成することができる。

(2) 合意には、下記の1つ以上を具えることができる。

(a) 居住、教育または他の扶養サービス

(b) 財政的な援助

- (3) 合意には、独立のための下記の計画を含めることができる。
- (a) ディレクターによって支給される扶養サービスまたは財政的な援助、もしくは両者。
 - (b) 成年によって終了すること。
 - (c) 規則によって特定された他の内容。
- (4) 合意書を作成するに先立って、ディレクターは
- (a) 合意が青年の最善の利益であるかどうかを考慮し、
 - (b) 青年が独立した第三者から意見を求めることをすすめなければならぬ。
- (5) 合意の当初の条項は、3カ月を越えてはいけぬが、合意書は6カ月毎に更新されることが出来る。
- (6) 本条のもとでの合意は、青年の19才の誕生日を越えて継続することはない。
- (7) ディレクターによって本条のもとでなされた青年との合意は、その青年に対して強制されることが出来る。
- (8) ディレクターによって、本条のもとで青年となされた合意は、申立を聞き、青年に関して命令する裁判所の権限を制約することはない。
- (9) 本条の目的のために、“青年”には
- (a) 16才未満の人、および
 - (b) 既婚の人または妊娠中の親を含む。

第12条 若い成人との合意 (1) 規則に従い、ディレクターは、ある人の19才の誕生日までに書面による合意をすることができる。

- (a) 第12条2のもとで、受け取った扶養サービスまたは財政的援助もしくは両方、
- (b) ディレクターの継続的な監護または家族および児童サービスの監護者の永続的な監護または
- (c) 縁組のディレクターまたは家族関係法の第29条3項のもとでのディレクターの監護。

- (2) 合意により、ある人を扶養するため扶養料サービスまたは財政的援助、もしくはこれらの双方を
- (a) 教育または職業的な訓練のプログラムに含まれるか、または
 - (b) リハビリの計画の一部となっている間に、定めることができる。
- (3) 合意は、更新され、または当事者は、間において、本条のもとで他の合意をすることができるが、しかし、1つ以上の合意がまとまるとき、
- (a) 期間は全体として24カ月を越えてはならず、かつ、
 - (b) いかなる合意も、人の24回目の誕生日を越えることはない。

第3章 子どもの保護

第1節 報告者への返答

第13条 保護が必要とされるとき (1) 子どもは下記のような事情のもとで、保護を必要とする。

- (a) 子どもが、子どもの親によって肉体的に危害をうけるか、うけそうである。
- (b) 子どもが、子どもの親によって性的に虐待されるか、利用されそうである。
- (c) 子どもが、他人によって肉体的に傷つけられ、性的に濫用され、または性的に利用されそうであり、かつ、子どもの親が子どもを保護する気がなく、または保護できない。
- (d) 子どもが、子どもの親による不注意によって、肉体的な傷害をうけそうであり、またうけた。
- (e) 親の行為によって子どもが感情的に傷つけられる。
- (f) 子どもが必要な健康的配慮を奪われている。
- (g) 子どもの発達が処遇条件によって重大な傷害をうけ、かつ、子どもの親が処置をせず、または同意しない。
- (h) 子どもの親が子どもを世話することができず、その意思もなく、

世話のために適切な処置をしない。

- (i) 子どもが、子どもの安全または福祉を危くするような事情のもとにあるか、または自宅にいない。
- (j) 子どもの親が死亡し、かつ、子どもの世話のために適切な準備がされていない。
- (k) 子どもが遺棄され、かつ、子どもの世話のための適切な配慮がなされなかった。
- (l) 子どもが合意にもとづいてディレクターまたは他の人の世話をうけており、かつ、合意がもはや効力を有しないとき、子どもの親が子どもの世話を回復する意思がないか、または回復できない。

(1.1) 第1項(b)および第14条(1)の目的のため、しかし“性的に濫用された”または“性的に利用された”という意味を制限することなく、子どもが

- (a) 売春するのを勇気づけたり、または手助けするとか、
- (b) 売春を強制し、または誘惑された

場合もありそうに思われる。

(2) 前示第1項の目的のために、もし子どもがはげしい

- (a) 心配
- (b) うつ病
- (c) 撤退、または
- (d) 自殺または攻撃的な行動

を示すとき、子どもは感情的に危害をうけている。

第14条 保護の必要性を報告する義務 (1) 子どもが第13条のもとで保護を必要としていると信じる理由のある人は、直ちにその実情をディレクターまたはディレクターによって指示された人に報告しなければならない。

(2) 第1項の規定は、その信頼の基礎となる情報が

- (a) ソリシターと依頼者の関係から生じるものを除いて、特権的な

子ども、家族および地域社会サービス法 1996年、2004年

ものであるか、または

(b) 内密なものであり、打ち明けることが他の法律によって禁止されている。

- (3) 第1項の規定に違反する人は、罪を犯している。
- (4) 事情を知りながら、ディレクターまたはディレクターに指示された人に、保護を求めている子どもが罪を犯している旨の偽りの情報を知らせる。
- (5) 本条のもとで情報を報導する人に対して、同人が偽りの情報であることを知りながらしたのでない限り、損害賠償の訴を提起することはできない。
- (6) 本条のもとで罪を犯す人は、1万ドル以下の罰金または6カ月未満の拘禁もしくは双方を科せられる。
- (7) 刑法 (offence Act) のもとで手続の開始を支配する限定的な期間は、本条のもとでの犯罪に関する手続に適用しない。

第15条 年少の子どもが法律に違反したとき (1) 警察職員は、子どもの管理を引き受け、

(a) 子どもが12才未満であり、かつ、

(b) 法律によって禁止された方法で行為したか、または法律によって要求される方法で行為することを拒否したと判断するとき、

彼または彼女を親の許に送ることができる。

(2) 子どもが他人を殺害し、暴行しまたは危険に落とし入れたとき、警察職員はその事情をディレクターに報告し、かつ、何か他の場合には、事情をディレクターに報告することができる。

第16条 子どもが保護を必要とするか (1) 第14条、15条または27条のもとで子どもに関する報告書を受理するとき、ディレクターは報告書中の情報にアクセスしなければならない。

(2) アセスメントののち、ディレクターは、

(a) 子どもおよび家族への扶養料サービスを提供し、

- (b) 子どもおよび家族を地域社会の部局に付託するか、または
 - (c) 子どもの保護の要求を調査する。
- (3) ディレクターは第2項(c)のもとの調査の結果を
- (a) 子どもを監護する権利を明白に与えられている親
 - (b) 調査へと導いた情報を報導した人および
 - (c) ディレクターが、これが子どもの安全または福祉を確認するために必要であると決定するとき、他の人または共同社会の機関へ伝えるために合理的な努力をしなければならない。
- (3) ディレクターは、第2項(c)のもとの調査の結果を
- (a) 明らかに子どもを監護する権利のある親
 - (b) 調査へと導いた情報を報導した人、および
 - (c) ディレクターが、これこそ子どもの安全または福祉を確保するのに必要であると決定するとき、誰れか他の人または自治体の部局。
- (4) さらに加えて、ディレクターは、彼または彼女が情報を理解できるならば、調査の結果を子どもに知らせることができる。
- (5) 第3節および第4節の規定は、
- (a) 調査の結果を報告すれば、ディレクターの意見によれば、誰れかに肉体的・感情的な害悪を引き起こすか、子どもの安全を危くするとき、または
 - (b) 事態への刑事的な調査が行われているか、または企てられているときは、

適用されない。

第17条 ディレクターが子どもにアクセスすることが否定されるとき

- (1) ディレクターの申立にもとづいて、裁判所は本条のもとで
 - (a) 子どもが保護を必要としていると信じる合理的な理由が存在し、
 - (b) ある人が
 - (i) ディレクターに子どもへアクセスすることを禁止するか、ま

子ども、家族および地域社会サービス法 1996年、2004年

たは

- (ii) ディレクターに、子どもの配置についてディレクターを手助けする人に承知しているすべての情報を提供し、さらに
 - (c) 子どもにアクセスすることが、子どもが保護を必要としているかどうかを決定するために必要である。
- (2) 本条のもとでの命令において、裁判所は下記の1つ以上のことをすることができる。
- (a) ディレクター、警察官または命令において特定された人に、もし必要であれば強制的に、財産または車に入り込みまたは船舶のり込み、子どもを探すことを許可する。
 - (b) 子どもを探しているディレクターを援助することができる人に、知っている情報を開示するよう要求する。
 - (c) ある人に、ディレクターまたは他の人が子どもに面会し、または視覚的に調査するのを許可するよう請求する。
 - (d) ディレクターが、面接または医学的な検査をするために、子どもを土地建物、車または船舶から外に連れ出すことを許可する。
 - (e) 医師または他の健康関連業者に、子どもを検査することを許可する。
- (3) 裁判所は、本条のもとでの他の命令に条件または期限をつけることができる。
- (4) 子どもが土地建物、車または船舶から、面接または医学的検査のために連れ出されるとき、ディレクターは、第30条のもとで医師が手続をとらない限り、面接または医学的検査が完了するとき、子どもを親の許に返さなければならない。
- (5) ディレクターの要求により、警察官は第2項のもとでなされた命令の強制を援助しなければならない。

第18条 子どもの居場所が発見されないとき (1) ある人が第17条(2)(b) または(c)のもとでの命令に従わないとき、裁判所は彼または彼女の逮捕

状を発行し、裁判所の面前に連れていき、命令に従わなかった理由を説明させることができる。

(2) 裁判所の面前に出頭した人が、彼または彼女には命令に従うことができない有効な理由があることを裁判所が満足しない限り、裁判所はその人を、

(a) その人が命令に従うまで、

(b) 30日間

のいずれか短い期間、拘禁する命令をすることができる。

第19条 ディレクターによる面接命令は電話によっても得られる

(1) ディレクターは裁判所の判事に自ら、電話または電信の方法により、第17条または第63条のもとでの命令または第28条(3.3)または第98条(4.3)のもとでの令状を請求することができる。

(2) 裁判所の判事が利用できないとき、

(a) ディレクターは、自ら、電話により、または他の通信手段により、裁判所の首席判事によって目的のために指名された治安判事に、第17条または第63条のもとでの命令または第28条(3.3)または第98条(4.3)のもとでの令状を申請することができ、かつ、

(b) 判事は命令を作成し、または令状を発行することができる。

第2節 協同計画および紛争解決

第20条 家族協議 (1) 家族協議の目的は、家族が

(a) 子どもを損害から保護し、

(b) 子どもの最善の利益に奉仕し、

(c) 家族の希望、ニーズおよび家族の役割を考慮し、かつ、

(d) 子どもの文化および地域社会を考慮に入れる

世話のための計画を発展させることにある。

(2) 調査の結果、ディレクターが子どもは保護されることを望んでいると結論するとき、ディレクターは、親の意見を聞き、親が利用できない

ときは，他の家族メンバーか家族会議コーディネーターに委託する。

(3) 第2項の規定は，子どもが移動したかどうかに関係なく適用する。

(4) 申立が受理されるとき，家族会議コーディネーターは，親または他の家族メンバーを招集する。

第21条 世話のプラン (1) 家族会議において展開された世話の計画には，ディレクターの同意を含まなければならず，かつ，家族の扶養および扶助のサービスのため，さらに子どものために家族を安全なものにする規定を含まなければならない。

(2) 世話の計画には，下記の1つ以上の規定を含むことができる。

(a) 子どもは親族または他の人の家庭に居住する。

(b) 親を含め，人は子どもの家庭の外に居住する。

(c) ディレクターは子どもにアクセスする。

(3) 子供が12才以上であるとき，ディレクターは世話の計画に同意する以前に，

(a) 子どもへの世話の計画を説明し，かつ，

(b) 子どもの見解を考慮に入れる。

(4) 世話の計画は6カ月までの特定期間のみなされるが，しかし，1カ月以上，伸長されることができる。

(a) ディレクターおよび世話の計画を発展させた人の合意，さらに

(b) すべての期間が，延長も含めて，18カ月未満である。

第22条 調停 ディレクターおよび誰れかが，子どもに関する争点または世話のプランに関する争点を解決できないとき，ディレクターおよび誰れかは，調停または問題を解決する方法としての他の選択的紛争解決機構に合意するであろう。

第23条 家族会議，調停または他の裁判所手続における選択的紛争解決機構 (1) 申立により，裁判所は本章のもとでの手続に一度以上，3カ月にいたるまでの全期間，家族会議，調停または他の裁判外紛争解決方法を進めることができる。

(2) 手続が延期されるとき、手続に適用される時間制限は、本章のもとで延期される。

(3) 家族会議、仲裁または他の相互的紛争解決機構の結果、手続後に書面による合意書が作成され、子どもが保護を必要としているかどうかを決定する手続が開始されたのちに、ディレクターは合意書を裁判所に提出する。

第20条 情報の内密性 (1) 人は、家族会議、調停または他の二者択一の紛争解決方法によって入手した情報を、下記の場合を除いて、開示してはならない。

(a) 家族会議、調停または他の裁判外紛争解決方法に参与したすべての人々の同意がある。

(b) 子どもに関する合意を作成または補完に必要な範囲、

(c) 情報が第23条のもとでファイルされた合意書中に現わされているか、または

(d) 開示することが子どもの安全に必要であり、または第14条のもとで要求されている。

第3節 子どもを保護する方法

第25条 付き添いのいない子ども (1) 子どもが土地建物または車もしくは船舶内で、適切な監督なしに発見されるとき、ディレクターは下記のどれかの方法をとることができる。

(a) 誰れかが子どもを安全な場所に連れていき、72時間、世話をする。

(b) 下記の期間を短縮するために主婦のサービスを用意する。

(i) 子どものために他の適切な管理が利用できるまで

(ii) 72時間

(2) 主婦のサービスが提供されるとき、主婦は前記財産、車または船舶の中に入り、子どもの世話をする。

(3) ディレクターは、子どもの親に、第1項のもとでディレクターによってなされたすべての手段を知らせる合理的な努力をしなければならない。

(4) ディレクターは、

(a) 健康管理者が子どもを検査するのを許可し、かつ、

(b) 子どものために必要な健康管理に同意し、健康管理者の意見により、管理が遅滞なく行われるべきである。

(5) 第4項の規定は、健康管理への同意に関する児童法の第11条の規定の下での子どもの権利に影響を及ぼさない。

第26条 行方不明、逃亡した子ども (1) ディレクターは、子どもが行方不明または逃亡したことが明らかになるとき、72時間まで、子どもについて責任を負う。

(2) 子どもについて責任を負いながら、ディレクターは

(a) 子どもについては責任を負う親、監護者または他の人を見つけるために合理的な努力をしなければならず、さらに、

(b) 子どもを安全な場所につれて行くか、または子どもを誰れか世話すべく取り決める。

(3) 子どもについて責任を負う人が配置されるとき、ディレクターは

(a) その人に子どもを返すか、返しやすくするか、または

(b) 子どもについて責任を負う人の請求により、子どもを他の人の許におくことができる。

(4) 第25条(4)および(5)の規定は、子どもがディレクターの責任とされる間、適用する。

(5) 72時間を経過して子どもについて責任を負う人がいないとき、ディレクターはもはや子どもについて責任を負わない。

第27条 直接の危険にさらされる子ども (1) 警察職員は、子どもの健康または安全が直接の危険にさらされていると信じる合理的な理由があるとき、裁判所の命令なしに、子どもを世話することができる。

(2) 警察職員は、必要な場合、第1項のもとで子どもについて責任を負

うため、家屋、車または船舶に、裁判所の命令なしに、強制的に立ち入ることができる。

- (a) 警察職員が、子どもの健康または安全が直接に危険にさらされていて、かつ、
 - (b) 警察職員が子どもにアクセスすることを人が拒否し、または誰れもアクセスしようとしないうとき。
- (3) 警察職員は、子どもの世話を引き受け、直ちにその事情をディレクターに報告しなければならない、かつ、
- (a) 子どもをディレクターまたはディレクターによって指定された人または場所につれていき、
 - (b) ディレクターの指示のもとに、子どもを子どもの親または親によって指示された人または場所につれていき、
- (4) 子どもがディレクターまたはディレクターによって指定された人または場所につれていかれたとき、ディレクターは24時間まで、子の管理を引き受け、
- (a) 即時に、子どもに親を知らせる合理的な努力をし、
 - (b) 事情を観察し、かつ、
 - (c) 子どもがディレクターの責任とされる間、世話をしなければならない。
- (5) ディレクターは、可能な限りすみやかに、
- (a) 子どもを親に返し、または
 - (b) 子どもを親の請求により、他の人の同意を得て、親のもとにおかななければならない。

ただし、ディレクターが第30条のもとでの処置をするときは、この限りでない。

(6) 第25条(4)および(5)は、ディレクターの責任とされる子どもに適用する。

第28条 誰れかとコンタクトするのを防止する必要がある子ども

(1) 子どもと他の人との間のコンタクトが、子どもに、第13条(1)(a)から(e)または(i)のもとでの保護を必要とする結果をきたすとき、ディレクターは裁判所に保護的仲裁命令を請求することができる。

(2) 申立を聞くために設定された日より少なくとも2日前に、時間、日付および審理の場所の通知が下記のように送達されなければならない。

(a) その人の不利に命令が企図されている人

(b) 子どもを世話している人

(2.1) ディレクターは、可能であれば、各親に、審理の時間、日付および場所を通知しなければならない。ただし、

(a) 親がすでに第2項のもとで通知をうけているか、または

(b) 親に通知することは、ディレクターの意見によれば、誰れかを肉体的または精神的に傷つけるか、または子どもの安全を危くするときは、この限りでない。

(3) 子どもが他の人とコンタクトすれば、第13条(1)(a)から(e)または(i)のもとで保護する必要が生じるとき、裁判所は子どもの最善の利益のために、下記のうち1つ以上をすることができる。

(a) 他の人に、6カ月にいたる期間、子どもと契約し、または契約しようとする試みすること、もしくは財産、車または船舶に子どもが随行することを禁止する。

(b) 他の人が6カ月にいたるまで、ある人の所有する建物、車または船舶で子どもが居住しているところに入り込むことを禁止する。

(c) 裁判所が、他の人は(a)または(b)のもとでの命令に従わないと判断するとき、

(i) 裁判所が必要かつ合理的と判断する金額を保証付きまたは保証なしに誓約させる。

(ii) 裁判所または裁判所によって指名された人に、裁判所が必要かつ合理的と考える時機、回数および場所を報告する。

(iii) 裁判所または裁判所によって指名された人に、なんらかの書

面—裁判所が適切と考える—を提出する。

(d) (a), (b)または(c)項のもとの命令を補充するのに必要ななんらかの条項を含める。

(3.1) 保護的仲介命令において、裁判所が警察官にはその人が保護的仲介命令に違反したか、違反していると信じる合理的な理由があると判断するとき、裁判所は警察官に、その人の不利に保護命令がなされた人を令状なしに逮捕することを許可することができる。

(4) 保護的仲介命令が失効する以前に、ディレクターまたは自分の不利に命令がなされた人は、裁判所に申立をし、裁判所は下記の1つ以上をすることができる。

(a) 命令を変更する。

(a.1) (3.1)のもとの命令を含める。

(b) 命令を取り消す。

(c) 命令の条項を短縮する。

(d) 期間に関する命令の条項を6カ月に引き上げる。

(5) ディレクターの請求により、警察官は保護的仲介命令の強制に協力しなければならない。

(5.1) ディレクターが裁判所に第1項の下で保護的干渉命令を請求し、裁判所が審理の延期を命じるとき、裁判所は、

(a) 第3項に定められた目的のために、

(b) 審理の延期から終結までの期間のための中間命令はいつでも、提案審理または他の審理前、同時または爾後になされることができる。

(6) 本条において、“裁判所”は、地方裁判所または州裁判所を意味する。

第29条 実質的な健康管理を必要とする子ども (1) 子どもまたは子どもの親が、2人の医師の意見によれば、子どもの生命を維持し、または子どもの健康が永続的に損なわれないために、健康管理を拒否するとき、

ディレクターは裁判所に本条のもとでの命令を請求することができる。

(2) 請求を審理する日の少なくとも2日前に、審理の日付、時間および場所を

- (a) それぞれの親、
- (b) 子ども—健康診断に同意するのが可能であれば、
- (c) 裁判所が命じられる他の人

に送達されなければならない。

(3) 健康管理が子どもの生命を維持し、または生命、健康の永続的な棄損を防止するのに必要であると満足するとき、裁判所は

- (a) 健康管理を許可し、
- (b) 誰れかが健康管理に関する条項を妨げることを禁止し、
- (c) 親または他の人に、子どもを健康管理の行われる場所に連れていくことを要求し、
- (d) 裁判所が必要と考える命令の期間を含む他の条項を含め

命令を用意することができる。

(4) 本条において、“子ども”には、世話をうけている子どもを含んでいる。

(5) 本条の規定は、第30条のもとでディレクターが子どもを移動させる権限または子どもを保護するために本法によって認められた何か他の手段をとることを制約しない。

第29条 1 監護命令が必要とされるとき (1) ディレクターは、

- (a) 子どもが保護を必要としており、かつ、
- (b) 監督命令が子どもを保護するのに適切である

と信じる合理的な理由があるとき、裁判所に対し、ディレクターが子どもの世話をしよう請求することができる。

(2) 本条のもとでの申立に関する提案理由の審理の時間、日付および場所の通知は、第33条 1 (1)(2)および(3)の規定に従って行われなければならない。

第30条 子どもの移動 (1) ディレクターが合理的な理由にもとづいて、子どもが保護を必要としており、かつ、

(a) 子どもの健康または安全が直接に危険にさらされているか、または

(b) 子どもを適切に保護するために利用できる分裂性の少ない方法がないとき、

ディレクターは、裁判所の命令なしに子どもを移動させることができる。

(2) ディレクターは、裁判所の命令なしに、かつ、必要であれば強制的に、第1項のもとで子どもを移動させる目的で、

(a) 子どもが建物、車または船舶の中にいると信じる合理的な理由があるとき、および

(b) ディレクターが子どもにアクセスするのを誰れかが拒否するか、または子どもにアクセスするのに利用できる人が誰れもいないとき、

第1項のもとで子どもを移動させるため、建物、車または船舶の中に入ることができる。

(3) ディレクターに請求されるとき、警察職員は、本法によって与えられ権利を行使するためにディレクターに同行し、援助しなければならない。

(4) 本法のもとで子どもを移動させるディレクターの権限または義務は、

(a) 子どもに関して、家族協議、調停または他の選択的紛争解決方法が計画されているか、進行中であるかどうか、

(b) 第29条1項のもとでの申立の審理の日が定められているかどうか、または

(c) 本法のもとでの何か他の手段がとられているかどうか

にかかっている。

第31条 親は子どもの移動について通知されるべきである (1) 子どもを移動させるディレクターは、即座に、各親に子どもの移動を通知する

のにすべての合理的な努力をすべきである。

(2) 通知は、可能であれば書面により、かつ、子どもを移動させる理由の陳述を含まなければならない。

第32条 提案審議において命令がなされるまでの子どもの世話 (1) 子どもが第30条、第31条または第42条のもとで移動される時、ディレクターは

- (a) 子どもが第33条(1)または(1.1)のもとでディレクターによって返えされるまで、または
- (b) 裁判所が第35条(2)、第36条(3)または第42条(6)のもとにある子どもに関する中間命令をするまで、または
- (c) 子どもが第35条(2)(c)のもとで、裁判所によって返されるまで
- (d) [1999年法第26章、第13条(d)により廃止]

子どもの世話をする。

(2) 子どもがディレクターの世話をうけている間、ディレクターは

- (a) 健康管理者が子どもを検査するのを許可し、
- (b) 健康管理者の意見によれば、早急に健康管理がなされるべきであるとき、子どものための健康管理に必要な同意を与える。

(3) 子どものための健康管理に同意するに当って、ディレクターは、可能であれば、子どもの移動時に、明らかに子の監護者であった親に対して通知しなければならない。

(4) 第2項の規定は、健康管理への同意に関する“未成年者法”第17条のもとでの子どもの権利に影響を及ぼさない。

(5) 子どもがディレクターの世話のもとにあるとき、ディレクターは子どもが所定の学校、社会的またはリクリエーション的な活動に参加するのに同意することができる。

第33条 提案審理に先立って子どもを返すこと (1) 第30条のもとで子どもの移動に関する提案理由の審理に先立って、もし

- (a) ディレクターは、子どもを保護するため適切と考えることを親

と協議するか、

(b) ディレクターは、事情が変化し、もはや移動は必要がないと考えるか、

(c) ディレクターは、自分自身で、もはや子どもは保護の必要がないと考えるか、または

(d) 子どもが分裂的な保護方法しか利用できなくなるとき

ディレクターは、明らかに、子どもを監護する権利のある親の許に返すことができる。

(1.1) 第36条または第42条のもとでの子どもの移動に関する提案審理に先立って、

(a) ディレクターが、移動のときに有効であった命令は、事情が変化したため子どもの保護に適切であると満足し、または

(d) ディレクターが移動後にうけた新しい情報の結果、移動のときに有効であった命令は、子どもを保護するのに適切であると満足するとき、

ディレクターは、子どもを親または移動のときに子どもを世話していた他の人に返すことができる。

(2) 子どもが返されるとき、ディレクターは親に書面により、ディレクターは本章のもとでの手続を取り下げるか、または新たな手段をとるか、通知しなければならない。

(3) ディレクターが事件のもとでさらなる手続をとる意思がないとき、親は子どもの移動後7日以内に、さらなる手続をとらなければならない。

(a) 裁判所にディレクターが子どもを移動させ、親のもとに返す理由を記し、

(b) 報告書のコピーを子どもの親および提案審理の通知をうけた人に送付する。

(4) ディレクターが第1項のもとで子どもに返えし、かつ、同項で引用された審理から除外するとき、子どもが移動されたときに有効であった

命令は、いぜんとして適用される。

第4節 子どもの保護審理および命令

第33条 1 管理命令の申立に関する提案審理の時期および通知 (1) 第29条1項のもとでの管理命令の申立の日付後10日以内に、ディレクターは提案審理のため裁判所に出席しなければならないが、ディレクターは申立の審理に出席しないと通知されたときは、この限りでない。

(2) 日付より少なくとも7日前に、審理の日付、時間および場所が

(a) 12才以上であれば子ども、および

(b) 子どもの世話をする人

に送達されなければならない。

(3) 通知は、第33条2(1)に定められる書面

(4) さらに加えて、ディレクターは、可能な限り、下記のように、提案審理の日付、時間および場所を通知しなければならない。

(a) すでに第2項の下で送達されていないならば、各親は、

(b) 子を監護する権利を与えられている親が19才未満のとき、公的監護者および受託者に

(c) 子どもがニイスガの子以外の土着の子であるとき、本条の目的のために規則で定められた適用可能な土着の組織体、

(d) 子どもがニイスガの子であるとき、ニイスガレイシズム政府に。

(5) ディレクターの意見によれば、そうすることが、誰れかを肉体的または感情的に侵害し、子どもの安全を危険におとし入れるとき、ディレクターは第4項のもとで誰れかある人に通知する必要はない。

第33条 2 監督命令を適用するための申込審理 (1) 第29条1項のもとでの監督命令の申立に関する公開審理において、ディレクターは裁判所の書面による報告書を提出しなければならない。それには

(a) 申込をする原因および

(b) 監督命令の中を含めるべき条件および期限に関するディレクター

の報告を含む子どもの世話の中間的計画

(2) 子どもに関するディレクターの関心を支持する合理的な理由が存在することについて満足するとき、裁判所は申込審理の結果として、ディレクターが子どもの世話を監督する旨の中間命令をしなければならない。

第33条 3 申込審理の性質 申込審理は略式審理であり、可能な限り、早く結末をつけなければならない。

第34条 申込審理に出席し、他人に通知する義務 (1) 第30条のもとで子どもが移動されたのち7日までに、ディレクターは申込審理のために裁判所に出席しなければならない。

(2) 第1項の規定は、ディレクターが第33条のもとで子を返し、申込審理から退出するとき、適用しない。

(3) ディレクターは、可能であれば、審理の時間、日付および場所を

(a) 12才以上の子ども

(b) 各親

(c) 親が明らかに、19才未満の子について、公的監護者兼受託者であるとき、

(d) 子どもがニイスガの子ども以外の土着の子であるときは、本条の目的のために、規則に定められた土着の機構、

(e) 子どもがニイスガの子であるとき、ニイスガレイシズムの政府に

通知しなければならない。

第35条 提案の審理および命令 (1) 第30条のもとでの子どもの移転に関する提案審理において、ディレクターは裁判所に

(a) ディレクターが子どもを移転させた事情、

(b) 土着の子どもの場合に、子どものための世話の中間的なプラン、子どもの生来の同一性を留保するための手段、および

(c) 子どもの移動前にディレクターによって考えられた何か分裂の少ない方法に関する情報

子ども、家族および地域社会サービス法 1996年、2004年

を含む書面による報告者を裁判所に提出しなければならない。

- (2) 審理の結論において、裁判所は
- (a) 子どもがディレクターの監護をうける仮命令
 - (b) 子どもは、明らかに監護権を有する親の許に返されるか、または留められる旨の命令、または
 - (d) 子どもは、他の人の同意およびディレクターの監督のもとに、親以外の人の監護におかれる旨の仮命令
- をしなければならない。

(3) [1997年、第46章9条により廃止]

(4) [同上]

第36条 仮の管理命令がもはや子どもを保護しないとき (1) ディレクターは、さらなる裁判所の命令なしに、第33条2(2)、第35条2(b)または(d)、もしくは本条の(3)のもとで、仮命令の主体である子どもを移動させるなければならない。

(a) ディレクターには、命令はもはや子どもを保護しないと信じる合理的な理由がある。

(b) ディレクターには、ある人が命令の条件または期限に従わなかったと信じる合理的な理由があり、かつ、ディレクターは、その人が条件または期限に従わないとき、命令によって子どもを移動させるべく要求される。

(2) 本条の目的のために、以下の規定が適用される。

(a) 第30条(2)および(3)

(b) 第34条(1)および(2)

(c) [1999年法第26章14(c)によって廃止]

(2.1) ディレクターは、実行可能であれば、第1項のもとで子どもの移動に関する下記の提案審理の時間、日付および場所を通知しなければならない。

(a) 12才以上の子ども

- (b) 各親
- (c) 第39条(4)のもとで当事者となる人
- (d) 子どもの監護を与えられた人が19才以下であるときは、公的な後見人および管財人
- (e) 本条のために、規則に定められた子どもがニイスガの子ども以外の土着の子どもであるときは、公的な後見人および管財人
- (f) 子どもがニイスガの子どもであれば、ニイスガレイシズムの政府

(2.2) ディレクターは第2条(1)のもとで、ディレクターの意見によれば、それが誰れかに肉体的または感情的な害を及ぼすか、または子どもの安全を危くするとき、ディレクターは第2条(1)のもとである人に通知する必要はない。

(3) 第1項のもとで、子どもの移動に関する提案の審理において、裁判所は下記のとおりしなければならない。

- (a) 裁判所が子どもは本条に従って移動したと満足しないとき、
 - (i) 移動のときにディレクターの監督のもとに子どもの世話をしていた、子どもの親または他の人のもとに返すか、または留められ、
 - (ii) 移動のときに有効であった命令は引き続いて適用するか、または
- (b) 裁判所が子どもは本条に従って移動されたと満足するとき、中間命令を発し、
 - (i) 子どもは移動のときに、ディレクターの監督のもとに子どもを世話していた親または他の人の許に返されるか、または
 - (ii) 子どもはディレクター監護のもとにおかれる。

第37条 その後の審理の準備 (1) 第32条2項、第35条または第36条(2)のもとでの提案審理の結論において、裁判所は、子どもが保護を必要としているか、どうかを決定し、または保護審理のために設けられた期日

を確認しなければならない。ただし、裁判所が

- (a) 第33条2(2)のもとで何の命令も定めず、
- (b) 第35条(2)(c)のもとでの命令、または
- (c) 第60条のもとで同意命令

を定めたときは、この限りでない。

(2) 審理を開始するために第1項に定められた日付は、提案審理の終了後、45日を超えてはならないし、かつ、審理は可能な限り早く終了されなければならない。

第38条 保護審理の通知 (1) 保護審理のために定められた日付より少なくとも10日前に、審理の時間、日付および場所が下記のように送達されなければならない。

- (a) 12才以上であれば、子どもに、
- (b) 各親に
- (c) 子どもが種族の指定された代表者に対して、インディアンの集合体の一員として登録される権利を有している。
- (c.1) 子どもがニイスガの子であるときは、ニイスガレイシズムの政府の指定された代表者によって。
- (d) 子どもがニイスガの子どもではなく、インディアン種族の一員として登録されていないか、その権利を有しないが、しかし土着の子であり、
 - (i) 12才以上であれば、子ども。または
 - (ii) 子どもが移動のときに12才未満であれば、明らかに監護権を有していた親。
- (d.1) 裁判所が子に関して現在命令をした手続の当事者。
- (e) 裁判所が適切と考える誰れか他の人、

(2) 審理を開始するために第1項のもとで指定された日付は、提案審理の終了後45日を超えてはならず、かつ、審理はできる限り早く結論されるべきである。

第39条 手続の当事者 (1) 保護審理の開始に当って、下記の人々が出頭するとき、彼等は

- (a) 子どもの各親、
- (b) ディレクター
- (c) 子どもがニイスガの子ども以外の土着の子であるとき、インディアン族の指名された代表者または土着の協同体が審理について通知をうける。
- (d) 子どもがニイスガの子どもであるとき、ニイスガレイシズム政府の代表者が審理の通知をうける。

(2) 第1項に引用された人が保護審理の開始に出頭するか、またはある人が第1項のもとで当事者となるとき、その人は

- (a) 第42条(a), 第44条, 第46条, 第56条, 第57条または子どもに関して通知をうけ、かつ、
- (b) その人が出頭するとき、審理の当事者となる。

(3) 裁判所が第41条(1)のもとで、子どもが親またはディレクター以外の人の監護におかれるとき、その人は

- (a) 第42条(2), 第44条, 第46条, 第55条, 第57条または第58条のもとでの審理を子どもに通知し、かつ、
- (b) その人が出頭するとき、審理の当事者となる。

第40条 保護審理 (1) 保護審理において、裁判所は、子どもが保護を必要とするかどうかを決定しなければならない。

(2) 裁判所が子どもは保護を必要としていないと認定するとき、裁判所は

- (a) 子どもが移動させられたと認定するとき、ディレクターは、できる限り早く子どもを、明らかに監護権のある親に返すよう命じる。ただし、子どもがすでに返されているときは、この限りではなく、かつ、
- (b) 第33条2(2), 第35条(2)および第36条(3)のもとでなされた中間命

令は終結する。

- (3) 裁判所が子どもは保護を必要としていると認定するとき、裁判所は、
- (a) ディレクターによって示された世話のプランを考慮し、かつ、
 - (b) 第41条のもとでなされるべき命令を決定する助けとなるのに必要であると裁判所が判断するさらなる証拠を審理することができる。

第41条 保護審理においてなされる命令 (1) 第2項1に従い、裁判所が子どもは保護を必要としていると認定するとき、子どもの最善の利益のため、下記の命令の1つをしなければならない。

- (a) 子どもは親の監護に返すか、または親の監護のままとし、かつ、6カ月にいたる特定の期間、ディレクターの監督のもとにおかれる。
 - (b) 子どもは、他の人の同意の下に、親以外の人の監護におかれ、かつ、第43条に従って特定の期間、ディレクターの監督のもとにおかれる。
 - (c) 子どもは第43条に従って、特定の期間、ディレクターの監護のもとにおかれる。
 - (d) 子どもはディレクターの継続的な監護のもとにおかれる。
- (1.1) 第1項(b)または(c)のもとで命令がなされる時、裁判所は第1項(b)または(e)のもとでの命令の終了により、子どもは
- (a) 親に返され、かつ、
 - (b) 6カ月までの特定された期間、ディレクターの監督のもとにおかれる。
- (2) 裁判所は、第1項(b)のもとで、子どもがディレクターの継続的な監督のもとにおかれるよう命令することはできない。ただし、
- (a) 子どもの親の身元または所在が、苦心した捜索の後に発見されず、かつ、発見されそうもない。
 - (b) 親は子どもの監護ができないし、またはそのつもりもないか、

または

- (c) 子どもが蒙ったか、蒙りそうな害悪の性質および範囲は、子どもが親の許に返されるのが子の最善の利益であることが、ほとんど期待できないときは、この限りでない。

(2.1) 第33条2項(2)のもとで命令がなされ、子どもがその命令後に移動されなかったとき、裁判所が子どもは保護を必要としていると認定するとき、裁判所は、ディレクターが6カ月までの特定の期間、子どもの世話を監督すべく命じなければならない。

(3) 裁判所は本条のもとでの命令に、ディレクターによって世話の計画に付加すべく勧告されたなんらかの条件または期限を付けることができる。

第41条 1 監護命令の内容 裁判所は監護命令に、ディレクターによって勧告された条件および期限を付け加えることができるが、それには下記が含まれる。

- (a) 子どもの家庭内の子どもの親または他の人々のためのサービス、
- (b) 日常生活および休息の世話
- (c) ディレクターが子どもを訪問する権利および
- (d) 誰れかが命令に定められた特定の条件または期限の1つ以上に従わないとき、ディレクターは子どもを移動させるという要求。

第42条 保護審理ののち監督命令の強制 (1) ディレクターは、さらなる裁判所の命令なしに、第41条(1)(a)、(1.1)または(2.1)、第42条2(4)(a)または(c)、第46条(3)または第49条(8)または第42条1のもとでなされた中間命令の主体である子どもを移動しなければならない。ただし、下記の1つまたは双方が適用されるときは、この限りでない。

- (a) ディレクターが監督命令または中間命令は、もはや子どもを保護しないと信じる合理的な理由がある。
- (b) ディレクターには、人が監督命令または中間命令の条件または期限に従わなかったとき、命令によって子どもを移動させるべく

要求される。

第42条 1 監督命令を強制するための説明審理 (1) 子どもが第42条のもとで移動されたのち、おそくとも5日以内に、ディレクターは説明審理のために裁判所に出頭しなければならない。

(2) 第1項の規定は、ディレクターが第33条(1.1)のもとで子どもを返し、かつ、説明審理から身を引いたとき、適用しない。

(3) ディレクターは、下記の日付、時間および場所を通知しなければならない。

(a) 移動のとき、親または他の人がディレクターの監督のもとに、子どもを世話していた。

(b) 12才以上であれば、子ども

(c) 実行可能であれば、第34条(3)(b)(c)(d)および(e)に引用された人

(d) 第39条(4)のもとで当事者とされた人

(4) ディレクターは、そうすることがディレクターの意見によれば、誰れかに肉体的または感情的な害を生じ、または子どもの安全を危くするとき、第34条(3)(b), (c), (d)および(e)に引用された人に通知する必要はない。

(5) 提案審理において、ディレクターは下記を含む書面による請求書を提出しなければならない。

(a) ディレクターが子どもを移動することによって生じた諸事情

(b) 原住民の子どもの場合を含めて、子どもの世話の中間的なプラン、子どもの原住民としての同一性、

(6) 提案審理の結論において、裁判所は

(a) 子どもがディレクターの監護におかれるべき中間命令、または

(b) 子どもが

(i) 移動のときにディレクターの監督のもとに子どもを監護していた親または他の人の許に返されるべく、かつ、

(ii) 移動のときに効力を有した命令は引続いて適用されるべき中

間命令を

しなければならない。

(7) 第6項のもとで中間命令がなされるとき、裁判所は、提案審理の終了より45日を超えない日付を設け、子どもが第42条に従って移動されたかどうかを認定しなければならない。

第42条 2 監督命令の強制に関する爾後の審理 (1) 第42条1項(7)のもとで定められたより少なくとも10日以前に、審理の時間、日付および場所は、下記のように送達されなければならない。

- (a) 12才以上であれば、子ども
- (b) (c)項に従い、第39条のもとで通知をうける権利のある人
- (c) 第49条(8)のもとで管理命令がなされ、第49条(3)のもとで通知をうける権利のある人
- (d) (b)項または(c)項のもとですでに送達されていないならば、第42条1項(3)(a)に引用された人、

(2) 第1項(b)ないし(d)に引用された人が、審理の開始に出頭するとき、同人は審理において当事者とされる権利がある。

(3) 審理において、子どもは第42条に従って移動されたことが満足されなかったとき、裁判所は

- (a) 子どもは移動のときに、ディレクターの監督のもとに子どもの監護をしていた親または他の人のもとに返されるか、残されるべきである。

- (b) 移動のときに有効であった監督命令は、引続いて適用される。

(4) 審理において、子どもは第42条1項に従って移動されたと満足されるとき、裁判所は子どもの最善の利益のために、下記の命令の1つをしなければならない。

- (a) 第5項に従って特定の期間内に子どもは
 - (i) 移動のときにディレクターの監督のもとに子どもを監護していた人または他の人のもとに返されるか、または留められ、か

子ども、家族および地域社会サービス法 1996年、2004年

つ、

(ii) ディレクターの監督のもとにおかれる。

(b) 子どもは、これまでどおり、または第43条に従って、特定の期間、ディレクターの監護のもとにおかれる。

(c) 子どもは(a)項に引用された人以外の人の監護のもとにおかれ、第43条に従って特定された期間、ディレクターの監督をうける。

(5) 下記の期間の合計は12カ月を超えてはいけない。

(a) 子どもが第42条1項のもとで移動される以前に、ディレクターの監督のもとにある期間、

(b) 第4項(a)(ii)のもとでの命令のなかで特定された期間。

(6) 第5項の規定は、親以外の人の監護の下にある子どもに関してなされた命令に適用しない。

(7) 審理において、裁判所が

(a) 子どもは第49条(8)のもとでの監護の主体であり、かつ、

(b) 第42条1項に従って移動された

と満足するとき、裁判所は最終的な監護を決定する必要性を考慮しなければならず、かつ、子どもの最善の利益のため、下記の1つを命じなければならない。

(c) 子どもをディレクターの継続的な監護のもとにおき、

(i) 子どもを移動に導くような事情を合理的な時間内に改善したり、

(ii) 親は子どもの要求に答えることができるようにする。

(d) 第4項(a)(b)または(c)に引用された命令、

(8) ディレクターは、本条のもとで審理に提出された証拠を、第49条のもとで子どもに関してなされた審理の記録の謄本に含めることができる。

第43条 一時的な監護命令の時間的制約 一時的な監護命令がなされるとき、命令の条項は下記を超えてはならない。

(a) 3カ月。審理の主体である子どもまたは最年少の子どもが、命

令のなされたときに5才未満であるとき、

(b) 6カ月。審理の主体である子どもまたは最年少の子どもが、命令のなされるときに12才未満であるとき、または

(c) 12カ月。審理の主体である子どもまたは最年少の子どもが、命令のなされるときに12才以上であるとき。

第44条 管理命令および一時的命令の拡張 (1) 子どもが保護を必要とする原因を発生させた事情が合理的な時間内に改善されるとき、ディレクターは、命令が満了する前に裁判所に対し、

(a) 継続的な監護審理以外になされた監督命令または

(b) 一時的監護命令

の延長を請求することができる。

(2) 申立の審理のために定められた日付より少なくとも10日前に、審理の時間、日時および場所の通知が

(a) 12才以上の子ども

(b) 第39条のもとで通知をうける権利のある人、

(c) 第58条のもとで子どもの不動産の管理人が選任されているとき、
公的後見人および信託受託者

に送達されなければならない。

(3) 子どもが保護を必要とするにいたった事情が合理的な時間内に改善されそうであると満足されるとき、裁判所は子どもの最善の利益のため

(a) 第1項(a)において特定された監督命令の期間を延長するが、しかし第3項のもとで許可された期間を超えることなく、または

(b) 一時的監護命令の期間を延長するが、しかし第45条のもとで許可された期間を超えてはならない。

(3.1) 子どもがディレクターの監護のもとにある全期間は、もしあるならば、その間に子どもが第42条(1)の下で移動される以前に、ディレクターの監督のもとにおかれた期間を含めて、12カ月を超えてはならない。

(4) 第3項(a)および(3.1)のもとで課せられた時間的な制限は、親以外

の人の監護のもとにある子どもに関してなされた監護命令には適用しない。

第45条 一時的な監護の全期間 (1) 子どもがディレクターまたは子どもの親以外の人の一時的な監護のもとにある全期間は，当初の命令の日から子どもが親に返されるか，または継続的な監護命令がなされるまでを超えてはならない。

- (a) 当初の命令の主体であった子どもまたは最年少の子どもが，命令の日に5才未満であったときは，12カ月，
- (b) 当初の命令の主体であった子どもまたは最年少の子どもが，命令の日に5才以上で12才未満であったときは，18カ月，かつ，
- (c) 当初の命令の主体であった子どもまたは最年少の子が命令の日に12才以上であったときは，24カ月。

(1.1) 適用に当って

そうすることが子どもの最善の利益であると考えるとき，裁判所は特定の期間により，第1項のもとでの時間的制約を拡大することができる。

(2) 本条において，“当初の命令”とは，第4条(1)(b)もしくは(c)または第42.2(4)(b)もしくは(c)を意味する。

第46条 一時的な監護命令が終了したのちの子どもの監督 (1) 一時的な監護命令が終了する以前に，ディレクターは裁判所に対し，ディレクターが6カ月までの特定の期間，子どもが監護権を有する親の許に帰されたのち，子どもの世話を監督すべき命令を請求することができる。

(2) 請求を審理する日より少なくとも10日前に，審理の通知は下記のように送達されなければならない。

- (a) 12才以上であれば，子ども
- (b) 第39条のもとでの通知をうける権利のある人々。
- (c) 一時的な監護命令のもとで，子どもを監護する人。
- (d) 裁判所が一時的な監護命令をした手続への当事者，

(3) 裁判所は、子どもの最善の利益のためにディレクターに対し、6ヵ月までの特定の期間、子どもの世話を命じることができる。

第47条 仮または一時的な監護命令 (1) 仮命令または一時的な監護命令のもとで子どもの監護をするディレクターは、本来、第3項のもとで裁判所によって制限されていない限り、下記の権利および責任がある。

- (a) 子どもの健康管理への同意,
- (b) 子どもの勉学および宗教的な養育,
- (c) 子どもの縁組に同意する権利を除いて、子どもの身体の監護者としての他の権利を行使し、かつ、他の責任を実行する。

(2) 仮命令または一時的監護命令のもとで子どもを監護する他の人は、ディレクターが第1項のもとで有するのと同様の権利および責任を負う。ただし、彼等が第3項のもとで裁判所によって制約をうけるときは、この限りでない。

(3) 仮命令が第35条(2)(a)もしくは(d)または第42条1(6)のもとでなされるか、または一時的監護命令がなされるとき、裁判所は子どもの最善の利益のために、親が下記の権利の一方または双方を維持すべく命じることができる。

- (a) 子どものための健康管理への同意,
- (b) 子どもの勉学および宗教的な養育のために必要な決定をすること。

(4) 第1項(a)および第3項(a)の規定はいずれも、健康管理への同意に関する未成年者法の第17条のもとでの子どもの権利に影響を及ぼすことはない。

(5) 健康管理に親が同意しないことが、子どもを他に移動させたり、または子どもが保護を必要とする旨の認定の理由であったとき、第3項(a)のもとでいかなる命令もなされないであろう。

(6) 子どものための健康管理に同意する権利を保護する一方の親が、子どもの生命の維持または子どもの健康への永続的な侵害を防止するため

子ども，家族および地域社会サービス法 1996年，2004年

に必要な健康管理を利用できないか，同意することができないとき，ディレクターに代わって同意を与えることができる。

第48条 提案審理後の手続の取り下げ (1) 提案審理後はいつでも，ディレクターは子どもを明らかに監護する権利を有する親に返し，かつ，ディレクターが

- (a) 親とディレクターが子どもを保護するのに適切と考える合意をするか，
- (b) 事情が変わったので，子どもはもはや保護の必要がないと考えるとき，

手続から撤退することができる。

(2) 手続から撤退するディレクターは，裁判所に，子どもを返す理由を書面により提出しなければならない。

(3) ディレクターが手続から撤退するとき，手続は，命令がなされることなく，終了する。